

第49回  
東京地方裁判所委員会  
(令和2年2月12日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第49回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和2年2月12日（水）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

第2会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 垣内正（委員長）、相澤眞木、市川充、伊藤雅人、梅本圭一郎、門柳明子、後藤健、坂本かよみ、陣内紀恵、高瀬浩造、土山淳二、内藤順也、早瀬保行、福島永子、増田悦子、増田径子

（事務局）東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

1 東京地裁刑事第8部部総括裁判官 野原 俊郎

2 東京地裁民事第2部部総括裁判官 森 英明

第4 議題

「裁判所における外国人への対応」

第5 配布資料

- ・ 東京地裁刑事第8部野原部長作成の「外国人被告人の刑事裁判」と題するパワーポイントのプリント
- ・ 東京地方裁判所民事第2部森部長作成「民事裁判手続における外国人への対応について」と題するパワーポイントのプリント

第6 議事

1 開会

2 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：垣内委員長，○：委員，■：野原（プレゼンター），◆：森（プレゼンター）】

「外国人被告人の刑事裁判」と題するパワーポイントを利用して、刑事第8部野原部総括裁判官から説明を行い、続いて「民事裁判手続における外国人への対応について」と題するパワーポイントを利用して、民事第2部森部総括裁判官から説明を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

以下質疑応答

- 先ほど説明があった外国人等サポートスタッフ制度について、外国人当事者が訴状に記載された意味内容を聞いてきた場合に利用することができるのでしょうか。
- ◆ 裁判所の職員から窓口に来られた日本人に対し日本語で説明が可能な範囲のことを、サポートスタッフが外国語で説明するというイメージです。

- 例えば、外国人当事者から、労働審判の判断内容が記載された書面について、何が記載されているのかと聞かれた場合、回答するのでしょうか。
- ◆ 実例については把握していませんが、書面に記載されていることなど、窓口において説明できる範囲については、翻訳して差支えないと思われます。
- ◎ 外国人当事者の方が、自分宛てに送付された書面を持参して、その書面に何が書かれているか、労働審判はどのような制度なのかといった問い合わせをした場合、これに対する説明はすることはできると思います。このような説明より立ち入った個別事案を相談したいといった場合、それは法律相談となり、弁護士の役割になりますので、法テラスなど他の機関を紹介することになります。
- 私が所属している職場は、行政相談窓口として一番初めに外国人からのあらゆる法律相談を資力の要件なしに1回は受けており、それを踏まえて専門的な説明を行うことができる機関を紹介するなど、適切な機関に繋げる役割を担っています。また、2回目以降の法律相談には資力の要件はあるものの、法テラス東京と協力の下で民事法律扶助制度を利用し、外国の法律に詳しい方に来ていただいた上で相談を受けています。現状は、法律相談は英語のみです。
- 以前に専門性の高い医療通訳が一時期非常に不足したため、東京外国語大学と協力して医学用語の教育を行ったものの、うまくいかなかったことがあります。自動通訳についても同様で、当初は医療には全く役に立ちませんでした。同じ種類の言い回し等を学習、蓄積したことで通訳の質が良くなり、現在ではほとんどの医療機関が通訳人による通訳と併用して自動翻訳機を使用しています。近い将来、法律の分野についてもある程度自動翻訳機がカバーし、カバーできない複雑、難解な部分を通訳の方が補足するといったことになるのではないかと思います。

ところで、裁判所で利用される通訳人の方は専門性が高いと思いますが、報酬額ほどれくらいの金額が設定されているのでしょうか。
- 通訳人にお支払するのは、まず、法律等で額が決まっている旅費、日当があります。問題なのは通訳料ですが、裁判事項に該当するため、基準があるわけではなく、通訳を行った時間、通訳の難易度や通訳人の負担等を考慮し、通訳を要する事件を担当した各裁判官の判断になります。私の経験では、1時間程度の公判手続で通訳を行っていた場合の通訳料は、1万7000円から2万円弱であったと記憶しています。
- ◆ 民事事件での通訳人に支払う報酬についても、それほど多額ではないと思います。
- ◎ 刑事事件においては通訳人に支払う通訳料は国庫から支出しますが、民事事件における通訳人には、通訳人を選任してほしいと請求した当事者が裁判所に予納したお金から支払うこととなります。

ところで、検察庁にも通訳人名簿のようなものがあるのでしょうか。
- はい、検察庁独自の通訳人名簿を持っていると思います。

なお、捜査段階で通訳を行った通訳人については、公平性の観点からできる限り裁判

所における公判手続での選任を避けるという運用を行っていますが、少数言語のために、その人しか通訳人のなり手がいないなどの事情があれば、事件当事者の同意を得た上で、捜査段階で関与した通訳人を公判手続において選任することがありますが、その際には中立性を意識して通訳をしていただくようお願いしています。

また、刑事事件でも法医学や精神医学の鑑定が行われ、専門的な医学用語が使われる場合があります、その場合には検察官と弁護人に対してどのような言葉が使われるか等を洗い出してもらい、これをまとめた専門用語一覧表を作成し、事前に通訳人に交付して通訳人の負担を軽減するなどの工夫例もあります。

- ある医学用語について、翻訳した英語を米国人に話したところ、そのような単語は聞いたことがなく、絶対に分からないと言われたことがあり、専門用語の翻訳は非常に難しいと思ったことがあります。裁判員裁判のときと同じように、難解な言葉ではなく、やさしい言葉で表現をし、翻訳した人にもやさしい言葉で表現にするといったことを考えていかななくてはならないと思います。
- グローバル化の中で、これまで築き上げてきた通訳人制度について、各国の司法制度と比較して一定レベルに達しているかどうか、例えば、英語で裁判を行うことはどうかなどについて何か考えはお持ちでしょうか。また、諸外国における実情を調査したことなどはありますでしょうか。
- ◎ 英語で裁判をする点ですが、韓国では、一定の訴訟については英語を用いて行っているようです。日本においても、そもそも取引内容が英語で書かれているような訴訟について、日本語で行うのかという議論が今後出てくるかもしれませんが、私が知る限り、現時点では俎上には上がっていないと思います。
- 刑事訴訟法には、国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならないという規定しかありません。平成になったころから外国人の刑事事件が非常に多くなったことを踏まえて作られたのが今の法廷通訳制度です。一地裁で判断できる事項ではありませんが、今後も今のままの制度でよいかについては検討が必要だと思います。
- 過去にイギリスにいた際、外国においても自国の公用語で裁判を行うことが基本であり、同国では英語を話せない人に対してなぜイギリスにいるのかといった感じで、意外と外国人に対して冷たいと思った記憶があります。その後、だいぶ変わってきておりますので、その国の公用語を話せない人に対してどの程度の配慮が必要かは検討が必要だと思います。
- 例えば民事事件において、呼出状などの裁判所作成の書面には、最低限英語の翻訳を参考に併記するという工夫があってもよいのではないのでしょうか。
- 裁判所作成の書面に英語の翻訳を併記した方がよいとの指摘は至極妥当だと思います。裁判所が作成する書面の文例はそれほど多くないと思いますので、英語版の翻訳を用意しておくことは現実的だと思います。

また、いきなり裁判を英語で始めることには無理があると思いますが、将来的には、裁判所に英語専門部のような部署を民事部・刑事部に1つずつ置いて手続等を英語で行うことがあってもいいのではないかと思います。

- 我が国が批准している国際人権B規約には、被告人が裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合は、無料で通訳の援助を受ける権利を保障旨の規定があります。その関係で、日本語を解さない被告人に対して起訴状謄本を送達する際には、記載された内容の要旨が分かるような翻訳文を同封することにしていきます。
- 被告人に送付する文書のうち、弁護人選任に関する照会・回答書についても日本語の下に外国語を併記しており、回答してもらうようにしています。
- 日本で暮らしている外国人は、外国人であることを理由に住居の確保や就職で不利な扱いをされています。現状として簡易裁判所を利用する外国人は、自分たちが作成した資料を基に説明するといった個人プレーがほとんどですので、定型的な文章やパンフレットも多言語化し、外国人の裁判を受ける権利の入口を整備してもらいたいと思います。  
外国人の当事者で、その友人の方が通訳をしていたという件を担当していた際、その友人の方から仕事を休んで来ているので何回も裁判所に来させることはやめてほしいと言われたことがあります。最近、東京外国語大学と青山学院大学が協力して司法通訳養成講座を開講したというニュースをネットで見ましたが、その中で、司法通訳制度が定着し、通訳をされる方々が誇りをもって国際交流を担っているという発言があり、このような制度を充実させることは大事なことだと感じました。
- ◆ 質的、量的な面から通訳人を充実させるために、少数言語については大学の先生のところへ赴いて説明し、普及活動のようなことを行うなど、専門的な大学との連携を図っていると聞いています。
- 翻訳して書面を作成する場合でも、英語で作成する場合と少数言語で作成する場合とではお金のかかり方が違うため、少数言語の場合にバックアップできるような制度があればいいと思いました。
- ◎ 定型的な書面の翻訳については、できているものも、いくつかあると思いますが、この問題は時間がかかったとしても、少しずつコツコツとやらなければいけないのだと思います。
- 民事事件の外国人の被告は、ある日突然訴状が届き、何のことか分からず、情報不足の状態にあると思いますので、被告のためのサポートシステムが必要だろうと思います。
- 翻訳の面で言えば、かなり優秀な自動翻訳機があります。外部への発注の場合には守秘義務などの問題があるかもしれませんが、将来的には裁判所や検察庁においても自動翻訳機を使用していくことになるのではないかと考えます。
- 今の自動翻訳機は性能がよく、例えば、日本語から特殊な少数言語への翻訳が難しいとしても、日本語から英語への翻訳がきちんとできていれば、英語から特殊な少数言語への翻訳は比較的うまくいくのではないかと思います。そういうことをお考えになられ

てもよいと思います。

- ◎ 国民の皆さんが裁判所でのやり取りについても、自動翻訳機を使用していいんだと思  
ってくださるようになるか、という面もあると思います。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「犯罪被害者の保護について」

併せて、今までに当委員会の中で各委員から受けた提案や意見に対し、裁判所側か  
ら応答や報告を行うことを予定

第8 次回の開催期日について

6月10日（水）午後3時30分（追記：次回延期となった。）